

## 会議録

会議の名称	平成30年度第2回西東京市子ども子育て審議会
開催日時	平成30年8月21日（火曜日）午後2時から4時20分まで
開催場所	イングビル3階 第3・4会議室
出席者	委員：森田会長、古川副会長、網干委員、大橋委員、尾崎委員、島崎委員、菅野委員、武田委員、蓮見委員、浜名委員、保谷委員、吉野委員 事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援部参与兼子育て支援課長 飯島、保育課長 遠藤、子育て支援部主幹（保育課） 岡田、やぎさわ保育園長 上岡、けやき保育園長 笹本、児童青少年課長 原島、子ども家庭支援センター長 日下部、子育て支援課長補佐 渡邊、保育課長補佐 海老澤、児童青少年課長補佐 國府方、子育て支援課 栗林、八巻、保育課 古川、中島、子ども家庭支援センター 金谷 欠席者：石原委員、井上委員、菅田委員、横山委員、谷川専門委員、林専門委員
議題	1 審 議 (1) 保育所入所選考基準の検討について (2) 新規開設保育所に係る利用定員について 2 報 告 (1) 児童館等再編成専門部会の実施状況について (2) 計画専門部会の実施状況について 3 その他
会議資料の名称	資料1-1 入所選考基準の検討について（委員意見と事務局案） 資料1-2 平成30年度 入所選考基準における26市の状況 資料1-3 入所選考基準の事務局改正案 資料2 地域型保育事業所の利用定員について 資料3 認可保育園の利用定員について 資料4 西東京市内保育施設等配置図 資料5 前回ニーズ調査の項目について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>1 審 議</p> <p>(1) 保育所入所選考基準の検討について</p> <p>○森田会長： 「保育所入所選考基準の検討について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>（事務局から資料1-1～1-3について説明）</p> <p>○森田会長： 資料1-1「1. 保育士等の子どもの優先入所について」を審議していく。ここでは何が問題で、何を決めなければならないのか、少し整理をして皆さんに諮りたい。 第1の問題は保育士不足。保育園に子どもを預けることができないために仕事ができない保育士たちの子どもを優先的に預ければ、プラスアルファの子どもを預かることができるようになる。</p>	

子育て中の保育士が働きやすい環境を整備しようと努力している自治体もある。資料1-2には「平成30年度 入所選考基準における26市の状況」がまとめている。

国は保育士の子どもの優先入所を進めるように各自治体に対して通知を出している。多くの自治体では、入所基準を見直しながら、保育士の子どもの優先入所を進めている。西東京市は保育園を増やしているので、多くの保育士を採用する必要がある。一方で、もちろん保育士以外の職種の人々も入所を希望している。限られた枠にどのくらいの保育士の子どもの優先的に入所させるのかでは、市民社会の中における平等性を考えなければならない。どのような条件を整備して、落としどころを見つけて、判断を下せるかということが課題になる。

本日の案は、事務局がこれまでの議論を踏まえて出した提案であって、そこはあまり気にしないで結論を出していければいい。

保育士というのは資格の名称であり、保育をする人が保育士かになる。子ども・子育て支援事業計画の中では幼稚園もその対象になっていることから、幼稚園教諭も足りないなら、同様に考えなければならないが、文部科学省からは指示は来ていない。

今回は、厚生労働省から通知が出ている保育士だけでやるのか、それとも幼稚園教諭を入れるのか、それ以外の保育園の手伝いをしているパートの人たちも入れるのか、ということが第1の論点となる。

第2は、どういう働き方をしている人たちなのか、担任を持つ人たちなのか、お手伝いをする人たちなのか、ということを見ていく。

第3は、どのような施設を対象にするか。保育の形態、認可保育園、認証保育所、それ以外もか。

第4は、市内の施設で働く人に限る条件をつけるのか、市外の施設で働く人も含めるのかということ。これは保育士に対するメッセージであると同時に、近隣自治体に対するメッセージでもあるので、そのような視点を含めて考えていかなければならない。

第1の課題については、既に皆さんからご意見をいただいている。まとめてみると、対象とする職種についての意見はバラバラになっている。

働き方については、保育所等に雇用されている方が対象となっている。また「等」ということなので、幼稚園の預かり保育に従事している方で、保育士資格を持つ方も対象にして良いのでないかという考え方ができる。

かつ、保育を必要とするのは市民だが、保育士として西東京市に働きに来ている人もあり得るわけで、勤務先は市内外どこであっても良しとする形でどうか、というのが皆さんの意見を基に事務局が出した結論になる。

幼稚園の預かり保育は対象にするということで、幼稚園教諭を対象からはずして良いかどうか、意見をいただきたい。

○網干委員：

はずしては困ると考える。預かり保育をやるためだけに働くことを考えている人はいない。幼稚園の雇い方としても、あなたは預かり保育の先生だからと限定していないはず。

幼稚園教諭を確保したいと思っても、確保できていない幼稚園はたくさんある。基準以上は確保できていても、実際は足りない状況でやっている。資格に関しては、幼稚園教諭と保育士の資格の両方を取得しようとする人が8割近くはいる。保育士だけ、幼稚園教諭だけという人は少なくなっている。となると、同じような状況で職員を確保

している中で、保育士だけと限定されてしまうと、幼稚園の立場としては非常に困る。実際に市内の幼稚園における預かり保育は、新制度が開始された4年前と比べると、1.5～2倍に増えている。私の園でも部屋の増築や教諭の増員をしなければならなくなっている。できる限り平等にしてほしい。

○森田会長：

事務局に聞くが、幼稚園教諭ということで申請された方はどのくらいいたのか。

○事務局：

幼稚園教諭では、保留の方が2名。うち1名は他の幼稚園に行っているということで抜いており、1名の方が待機となっている。

○網干委員：

この2～3年で職員の方も大きく変わってきている。保育園から幼稚園に移ってくる先生も増えている。

○森田会長：

保育士の資格を持って、幼稚園で働こうとする人は対象にしようと考えている。問題は、幼稚園教諭の資格を持って、幼稚園で働こうとする人が対象にならないこと。それを対象に入れるかどうか。今年は2名だったわけだが、今後増えていくかもしれない。

○網干委員：

保育士の資格を持っていれば、幼稚園教諭であっても問題ないということか。預かり保育をやっているところが、普通の教諭として採用しても対象になるということか。

○事務局：

保育士資格を持っていれば、対象になる。

○古川副会長：

資格があればいいというのも違和感がある。もっと平等に考えてもいいのではないか。

○網干委員：

教育・保育をする施設であるにもかかわらず、保育士だけが取り上げられたり、対象になったりすることが多い。実際は幼稚園での預かり保育が増えていて、どこも増やそうとしている状況なのに、幼稚園のことは削がれてしまっているように感じる。

○森田会長：

網干委員の話を整理する。全ての入園希望者が入れる状況ではない中で、誰を優先するかという時に、一つには厚生労働省からの要請事項というものがある。子ども・子育て支援事業計画に載っている、3歳以上の子どもを預かる幼稚園については、当然、対象にすべきという話になっている。

どこの幼稚園に勤務するかということについては、入園希望を出す段階で、内定書で

把握できる。保育の必要性がない子どもが通う幼稚園なのかどうかということはそれでわかる。具体的に、幼稚園教諭という資格で保育の必要性がない子どもが通う幼稚園に入ることになった場合は、資格自体を問うことになるのか。

○事務局：

保育士資格の写しを提出していただくことを考えている。

○森田会長：

これについては、厚生労働省からの要請事項ということが大きいと思われるが、保育の必要性がない子どもが通う幼稚園の場合はどうするのかという話はある。幼稚園教諭を保育所入所基準のところで優先するのか。次の事業計画で、その事業を行っている園に勤務する場合、と資格要件にするのか。その場合、幼稚園であろうと、保育所であろうと問題ない。

○事務局：

施設は問わない。預かり保育をやっていただいて、待機児童対策に資するというのであれば、市として問題はない。

○網干委員：

でも保育士資格を問うている。

○事務局：

施設は問わないが、保育士証の写しを提出していただくということで保育士に限る案にしている。

○森田会長：

施設を問うという方法もある。預かり保育など、子ども・子育て支援事業計画に協力している幼稚園で働く人であれば、幼稚園教諭、保育士の資格は問わないとした方が筋として合うのではないのかというのが幼稚園関係者の皆さんの意見だと思う。

幼稚園教諭が預かり保育等をすることもあるし、幼稚園は3歳以上の子どもたちの預かり保育というかたちで待機児童対策に協力しているのだから、幼稚園教諭、保育士、預かり保育に資することを対象にしたらどうかということになる。意見等はあるか。

○蓮見委員：

預かり保育をする幼稚園も待機児童対策には貢献をしている。そこで働いてくださる方がいれば待機児童は減っていくので、対象にするべきだと考える。

○森田会長：

他に意見等はあるか。

○浜名委員：

2点確認したい。全ての幼稚園で預かり保育をやっているのかどうか。そして、保育士資格を持っている方が預かり保育のローテーションに入っているのかどうかを確認する

方法があるのかどうか。

○網干委員：

おそらく現在では、どこの幼稚園も預かり保育はやっていると思う。専任を雇っている幼稚園もあれば、ローテーションでやっている幼稚園もある。

○事務局：

市内では幼稚園で預かり保育をやっているが、市外については全ての園で預かり保育をやっているのかわからない点があったため市内で限定させていただいた。

○網干委員：

東京都の9割以上の幼稚園では預かり保育をやっているはず。

○森田会長：

全体的なイメージの問題もある。幼稚園も一緒になって、子どもたちの保育の環境をよりよくしていく中で、どのように保育士資格を考えるのかということではないか。

資料1-2を見ると、東京都26市においては「幼稚園勤務は対象外」としている自治体も多い。西東京市としては「幼稚園勤務は対象」とし、「預かり保育をやっている園に内定している」と限定をかける形にする。資格は、幼稚園教諭、保育士のどちらも対象にする。働き方は「保育所、幼稚園等に雇用されている職員」とし、施設は「全ての幼稚園、保育所等」とする。市内・市外については、西東京市が制限をかければ他の自治体も制限をかけることになるかもしれないため、市内・市外は問わない。入所選考における優先度については、「同点優先項目で加点する」ということでどうだろうか。

(異議なし)

○森田会長：

続いて、資料1-1「2. 地域型保育事業又は認証保育所等における卒園時の入所加点等」について審議していく。

現在、小規模保育事業所が急増している。小規模保育事業所は0歳から2歳の乳幼児を預かる認可保育施設であるが、西東京市の場合ほどの数があるのか。

○事務局：

西東京市内の小規模保育事業所は18施設ある。

○森田会長：

小規模保育事業所は2歳までなので、3歳からどうするのがとても大きな課題となっている。また東京都独自の基準により設置された認証保育所もあるわけだが、西東京市にはどのくらいあるのか。

○事務局：

西東京市内に認証保育所は12施設あり、そのうち0歳～2歳までを預かる認証保育所は5施設ある。

○森田会長：

そうであれば、残りの7施設は5歳まで預かるので問題はあまりない。2歳までの5施設については、今年の場合、卒園を迎えた子どもの数は10名であった。昔も2歳まで預かる乳児保育園と呼ばれていた施設があり、3歳以降のことに不安を感じる親たちは多かった。そこで乳児保育園をやめて、0歳から5歳までを預かる保育園をつくってきたという経緯がある。

以前は子どもが0歳の頃は育児休業を取得して在宅で子育てをする人たちも多かったため、0歳、1歳、2歳についてはだんだん増やして行くという方向で保育の整備をしてきた。しかしこの10年くらいの間に、0歳、1歳、2歳の保育需要が爆発的に増えてきたことによって、2歳から3歳への接続が大きな課題になってきた。

小規模保育事業所は認可保育園と同じ「認可」であるのだから、3歳になる時には認可保育園や公立の保育所に入れることを保障していこうということで、自治体によっては連携園として、最初からこの保育所に行けると保障した上で小規模保育事業所を整備したところもある。

事務局に確認するが、西東京市の場合、小規模保育事業所から幼稚園へ移りたいという希望者はどのくらいいたのか。

○事務局：

今年度の卒園児は90名で、80名が保育所、10名が幼稚園という内訳になる。

○森田会長：

認証保育所から幼稚園へ移行した方のデータはあるのか。

○吉野委員：

わたしの施設に限っていえば、そのようなデータはない。

○森田会長：

他の自治体では、認証保育所から幼稚園というケースは結構出てきている。認証保育所で2歳ないし3歳まで過ごして、そこから幼稚園に行き、預かり保育を利用しながら育てるという子育てもあり得ると最近感じるが、そのことについてはどう思うか。

○吉野委員：

認証保育所は東京都の制度であり、意見書にも書かせてもらったが、「異年齢保育」や「ネイティブ・ティーチャーを配置する」など自由な保育ができるという特長がある。従来のにとらわれない保育や幼稚園を選択するということはあると思う。

○森田会長：

東京都の自治体でいえば、数的には認証保育所と小規模保育事業所が同じくらいあるわけだが、施設としての性格は少し違う。例えば、保育料が大きく違う。認証保育所は東京都独自の助成制度の中で一律の助成金額となっているが、西東京市の場合、小規模保育事業所はどのようになっているのか。

○事務局：

保育料は認可保育園と同額となっている。

○森田会長：

小規模保育事業所では0歳から5歳を預かっている認可保育園と保育料は同じなので、保育料が0の方もいらっしゃるし、所得に応じて保育料が算定されている。小規模保育事業所から認可保育園に入りたいという時に、加算は必ず入れるようにしましょうとしたのは、この制度をつくった時の本審議会の考え方であった。

今回は、認証保育所の方が小規模保育事業所と同じ加点をつけてほしいという要望が上がってきたということで、これはたくさんの方からの声なのか、それともどうしてもこのことを考えなければいけない状況が生まれてきたのか、このあたりについて皆さんからの意見をいただきたい。

○吉野委員：

私は2つの認証保育所から話を伺っている。2歳卒園時の入所加点については、小規模保育事業所の加点が15点となっている。そのため年度途中で小規模保育事業所に空きが出ると、わざわざ移ってしまう方が何人か出てきていて、認証保育所の方がとても困っているとのこと。

できれば卒園まで認証保育所にいたい、次の段階のことを考えるとその加点ほしさに移ることを選択するケースも出てきている。今回、このようなことが起こっているため、意見書として付けさせていただいた。

○森田会長：

このことに関して、何か意見はあるか。

○蓮見委員：

最初は保育所の利用を考えていなかった方が、途中から保育所に入れたいと思っても、認可保育園の受付は終わっているのも、認証保育所に入っただけの方もいる。そのような方と認可保育園にいる方はそんなに差はないと考える。

3歳になる時に、認証保育所だと加点が少ないため、結果として入れないということになると、それは公平性に欠けていると思う。卒園する時に、同等の加点が付くということを保証していれば、転園する必要はなくなる。気に入っている園ならば、なおさら卒園までいてほしい。加点ということについては公平にしていきたいと考える。

○森田会長：

社会的な養育に子どもを預ける場合は平等にするべきだという考え方だと思う。公的な存在である国、都道府県、市町村が担っている子ども・子育て支援事業計画の中に位置づけられているのが小規模保育事業所なのだから、認可保育園にも入れるようにするべきだというのが私たちの考えであった。

つまりは、誰かを落とさなければならぬので誰を落とすかということになる。もちろん誰も落とさたくないが、既に入っているからそのまま次も入れるという既得権を優先するのか、もしくは、その時点での子ども、親、家庭の状況を判断の基準にして競ってもらって、より優先度の高い方を入れるのかという選択になる。

例えば、4時間くらいのパートで認証保育所に入れている方に15点の加点が付くとする。一方、育休明けなどで、子どもが3歳になるのを機にフルタイムで働く人がいるとする。この場合は、パートで認証保育所に入れている人が通って、フルタイムで復帰して働こうとする人は落ちることになる。こういうことが起きた場合、西東京市は本当に平等な社会といえるのだろうか、という責任論が出てくる可能性がある。

希望者全て入れるのであれば何の問題もない。4年前、私たちがものすごい議論をして決めたのは、小規模保育事業所に入れば認可保育園に入れるということであり、3歳になれば認可保育園に入れるので、それまでは小規模保育事業所の方でゆったりと子育てをしてください、ということが入っていた。

認証保育所については、東京都独自の保育、環境についてのルールがあり、就労していない状況でも保育を利用する人はいる。保育を必要とする人は誰もが利用できるという前提を基に認証保育所はつくり上げられている。中には途中で幼稚園に行くという人もいるし、家庭からダイレクトに来ている人もいる。

西東京市は保育環境を整備してきて、現在、3歳時点ではほとんどの人が入れる状況になっている。きょうだい加点の話もあるので、設計自体は崩れているともいえるわけで、今の状況に対応して、ここは崩してもいいのではないか、ということであれば、それはそれでもいい。しかし、そこは崩すということを皆さんに了解を得ておく必要があると私は考える。皆さんはどのように考えるか。

○浜名委員：

3歳の時点で一度リセットになるということだが、認可保育園において、他の希望者との競争の中で、5歳までいられると思っていた人が落ちることはあり得るのか。

○森田会長：

それはあり得ない。

○浜名委員：

そうであれば、純粹に見れば、全体をリセットすることはできていないということになる。それがいいか悪いかは別として、仮に点数の高い人がいたとしても、既に入っている人の既得権が優先されるということになるということか。

○森田会長：

そのようになる。

○古川副会長：

昨年12月に育児休暇に関する法改正があつて、今までは1歳までだった手当が2歳まで出るようになったら、今度は「保育園に落ちたい」ということが社会現象として出てきた。何か制度を変えた時に、それまで隠れていたものが炙り出されるのではないか。目先のことだけを考えて制度をつくるからこういうことになる。もっとシンプルにみんなにお金を配分すればいい。5歳までは国が責任を持って育児を支援し、自分たちのライフスタイルに合わせた育児を選択できるようにすればいい。得か損かで選ぶのではなく、自分の子どもがどのように育ててほしいかを考えて、集団としての学びを得てほしいからこの施設を選ぶとか、地域の中で育てられているのだから、地域のさまざまな活



動にも参加させるなど、いろいろな中から選択できるようにするべき。

○吉野委員：

認証保育所は、これまでの話にもあったように自由なところがあり、入りたい人が入ってくるというのが特長でもある。逆にそれがなくなったら認証のおもしろさもなくなるので、そこは維持していきたいと思う。

資料1-3の改正案の17「申込児が認可外保育施設から保育の提供を受けることを常態としている場合であって、当該保育施設の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合（3歳児クラスの4月入園時のみ適用。）」については、かなり縛りをかけた改正案にしていると思う。この縛りがあれば、現実的には保育園に入所できないとかなりしんどいというお母さん方が対象になっていくのでは、と考える。

○森田会長：

対象として具体的に考えると資料1-1の5頁にあるように、認証保育所の卒園児10名のうち、保留となった方が2名いたということなので、この2名に対する配慮ということになる。

○古川副会長：

この改正案は、考え方を示すというかたちでとても重いものといえる。先ほど、浜名委員からあったように、全てをリセットすることはできていないので、3歳になる時に手続きをやり直して、考える機会を提供したいという思いはある。例えば、3歳になる時に市からお祝い金を一律に出すことができれば、選べる施設も広がるかもしれない。もっと西東京市オリジナルというものを考えてもいいのではないかと考える。

先ほどの「保育所落ちたい」についても、自分で子育てをしてみたいと考えていたのだな、ということが見えてくると思う。収入が減ったり、キャリアが継続できなくなったりすることが不安なわけで、条件を整えれば、もう少し落ち着いた子育てができるのではないか。

○森田会長：

吉野委員からあった資料1-3の17についてだが、簡単にいえば、認証保育所を利用しているフルタイムの人が半年以上継続していることを条件にして、3歳の転園時に小規模保育事業所と同じような加点の条件にするということになる。

人数的にはわずかであるということと、十分に制限もかけている。これによって、いくらか入りやすくなっているというメッセージを示していくことができるとも考える。他に何か意見等はあるか。

○浜名委員：

17の※gに、「月160時間以上の月極め契約で」とあるが、こんなには働けないのではないか。

○事務局：

月160時間以上働きなさいということではなく、この時間で契約している方というこ

とになる。認証保育所の補助金がもらえる要件と揃えている。

○森田会長：

認証保育所の場合は、いろいろな条件があり、補助要件の中で決まっている時間数ということになる。

それでは、入所選考基準の事務局改正案については、原案通りということでもいいか。

(異議なし)

○森田会長：

次に、資料1-1「3. きょうだい同園入所について」を審議したい。資料1-1の6～7頁になるが、これはずっと議論してきた課題で人数的にもかなり影響が大きい。

きょうだい同園入所は何に影響してくるか。0歳についてはあまり影響がないが、1歳、2歳、3歳については、1人目で競ってくる人が全て不利になっていくという状況がある。1人目の人を落としてでも、2人目以降を産む人を優先するというのがきょうだい同園入所の処理の仕方になる。

例えば、きょうだい別々の保育所になってしまい朝と夕方にそれぞれ1時間もかけて送迎している人の話を聞くと、それは大変だと皆さんは感じるであろうし、何とかしてあげたいとも思うはず。一方で、入れなくて仕事を辞めた人や転居した人もいる。そのことを考えると、果たして平等といえるのか、これまで長らく議論してきた。

西東京市は、入れている方たちを優先して入所させていく時代にしていいですか、ということをお聞きすることになる。私が関わっている自治体の中でも、きょうだい加点を入れているところと入れていないところがある。これは自治体の都市計画などにも大きく関わってくる問題でもある。

つまり、保育園、幼稚園、学校は生活施設であるので、ここで育てたいと思ったら、そこに定着する。ちょうど30代・40代の働き盛りで、市民として大きな位置を占めている人たちに、この西東京市で子どもを育てたい、あるいは育てて良かったと思ってもらうにはその仕組みをつくる必要がある。きょうだい加点を採用することはその政策の一つになる。昔はきょうだい加点があったので、2人目でも3人目でも育てやすいということがあった。3人、4人と保育園に預けている人がたくさんいた。それは保育園の入所要件の中にマジックがあったからだ。

西東京市としては、定住促進という方向性に舵を切って、子育てをずっとし続けやすいまちであるとしていった方がいいのではないかという判断もこの中には含まれていると考える。逆に考えると、保育園に入所しにくいまちということになるので、新しい住民は転居してこなくなるという面も出てくる。これは見事に影響が出てくる。どちらを選ぶかということになるわけだが、今回は事務局が苦労を重ねて考えて、あまり影響が出ない案を作成した。それについて説明をお願いします。

○事務局：

現在は75%の方が同園だが、今回の事務局の案では80%の方が同園になると試算している。82%というのは3年前に1回、きょうだい加点をやっていた時期の数字となる。

○森田会長：

きょうだい加点を入れると、80～82%くらいの数字にはなる。以前、2人目が自宅近くにできた園に入れたので、1人目をその園に移そうとしたら、1人目の子どもが卒業するまで今の園にいたいというので、そのまま二つの園を使うことにしたというケースは結構あったと記憶している。武田委員が詳しいと思うがどうだろうか。

○武田委員：

今でもそういうことはある。

○森田会長：

つまりは、どこでも2割程度はそういう人たちがいるのだと思う。

○武田委員：

子どもの生活環境がある程度安定していて、そんなに遠距離でなければ難しくはないと思う。また圏内にある2園であれば、なんとかなる。1年やってみて最初は大変だったけれども、協力し合いながらやればなんとかできる。あと1年頑張れば上の子は卒園だし、といった話はよく聞く。

○森田会長：

子どもの仲間集団とか、保護者の方たち、職員の方たちの状況を見て、変わりたくないという人が一定量はいるということで、8割くらいが同園になればほほいいだろうというのがこの考え方だ。気持ちとして加点しますよ、ということにすれば、皆さん安心して子育てができる、次の子が産めるということに繋がるのではないかな。

また私の意見を言わせていただければ、今後は空きが出てくる保育園も出てくると予想されるので、そのようなところの活用方法を考えていただきたい。いろいろな活用の仕方があるだろうし、それについては次年度の子ども・子育て支援事業計画やワイワイプランの見直しがあるので、そこで議論していただきたいと考える。

以上がきょうだい加点についての議論であるが、何か意見等はあるか。

○浜名委員：

2年目、3年目でだんだん加点を増やしていくという工夫については、現実的には厳しいのだろうか。1年目が駄目だった人には2年目は少し加点してあげる、2年目も駄目なら3年目には大きく加点してあげることはできないのか。

○森田会長：

だいたい1年の間、別園に入所していれば、1年後にはきょうだい同園になるような状況になっている。

○浜名委員：

承知した。

○森田会長：

以上、他に意見がないということでもいいか。

(異議なし)

○森田会長：

難しい議論なので今回はきちんと時間をかけさせていただいた。

西東京市の意志というものをきちんと共有しながら、少し整備が進んできた中で、利用者の方により利用しやすい保育園へと移行していく、それを具体的に条件に反映させていくというのが今の議論であったと思う。

この内容で市長に私が答申をさせていただく。答申案はこれから事務局につくっていただくので、その間に他の事項についての議論を進めたいと思う。最終的な答申案については、最後に確認させていただきたい。

(2) 新規開設保育所に係る利用定員について

○森田会長：

続いて、「新規開設保育所に係る利用定員について」事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料2～4について説明)

○森田会長：

これについては、市では新しい保育施設を設置するための委員会を別途設けていて、その中で議論がされたものである。この審議会では最終的な承認をするということになる。既に来年4月からの開設を予定している。何か意見等があれば、事業者並びに市の方に申し入れをさせていただくという形にしたい。

(資料3「認可保育園の利用定員について」)

○網千委員：

以前から0歳、1歳、2歳を増やしたら、3～5歳も増やす必要があるとのことだったが、実際には3～5歳の待機児童が増えないままここまで来ている。ここで3～5歳を増やす必要はあるのか。

○吉野委員：

おそらく公立保育園でも、3～5歳にはだいぶ空きがあるのではないか。

○事務局：

3歳児の受け皿の部分は毎年厳しい状況にある。小規模保育事業所の卒園時に認可保育園に行くことができるよう、定員の弾力化等を各園にお願いしている状況である。

○森田会長：

資料3の年齢別想定内訳を見ると初年度は36人となっているが、何年か後に定員を60人にするという理解でいいのか。

○事務局：

そのとおりである。

○森田会長：

何年かの間は、あなたは1年だけ入れますという形で、最も入所が難しい1歳のところの保育をやっていただくことだと思うが、通常は何人のところを増やす予定なのか。

○事務局：

通常は10人を予定している。1歳児1年保育で預かる人数については調整中である。

○森田会長：

その部分については、できるだけ多く預かっていただくようお願いしたい。

来年度に子ども・子育て支援事業計画の抜本的な見直しをすることになるが、公立保育所における定員の弾力化は今後の大きな課題の一つになる。現状に合わせてどのようにしていくのか、そして公立保育所はどのような役割を担っていくのかについて検討していく必要がある。

今回の事業者の方々には、1歳児1年保育の人数のことや、保育の中身をつくっていく保育士が働く環境も含めて、保育所の安定した運営に尽力いただくようお願いしたいと考える。

今回については、認可保育園と小規模保育事業所を1園ずつ承認いただくということが良いか。

(異議なし)

○森田会長：

本日の審議事項は以上となる。次に報告をお願いします。

## 2 報 告

### (1) 児童館等再編成専門部会の実施状況について

○事務局

第1回児童館等再編成専門部会は、6月29日に開催し、はじめに、事務局から児童館等の再編成に関するこれまでの経緯について説明し、討議した。「学童クラブの定員超過対策として小学校の児童数が増えている状況では教室は空かないのではないか」「専門部会で検討する内容は、児童館の再編成だけか、児童館と学童クラブの両方を検討するのか」などの意見が出された。

続いて、児童館等再編成方針骨子(案)について事務局から説明し、討議した。「昨年、関係団体から伺った要望・意見は反映されているか」「学童クラブは、小学校内や隣接地にあるのが理想的だと思う」などの意見が出された。

最後に今後のスケジュールを確認した。

第2回は7月30日に開催し、はじめに、第1回児童館等再編成専門部会で示した骨子(案)について、後日メールで意見をいただいたため、その委員提出資料をもとに討議した。「小学5・6年生の学童クラブへの受け入れについて」「児童館へのランドセル来館の実施について」などの意見が出された。

次に骨子(案)に沿って、課題や対応の達成のため、これからの方向性を示した児童館等再編方針(素案)について事務局から説明し、討議した。

「地域ごとに各年代が利用しやすい児童館があるべきだが、老朽化している館があるのも事実で、それを建て替える費用を掛けるのであれば、特化型を1つ建てた方がよい」「子どもから意見聴取を行ったほうがよい」などの意見が出された。

○森田会長：

これについて何か意見等がある場合は事務局の方にお寄せいただきたい。児童館の再編成の方針については、もう既に原案が出てきているので、皆さんもしっかりと読み込んでいただきたい。

就学前の保育の整備が進んでいくと、当然ながら小学校以降の放課後の居場所をどうするのかということが問われてくる。ここではあまり問題にはなっていないが、小学校の高学年から中学生にかけて、子ども食堂や学習支援など、放課後の居場所についての議論が他の自治体において本格化してきている。この問題については、次年度の審議会においても大きな柱になる問題であると考えている。

学校の方からは何か意見等はないか。

○保谷委員：

放課後の居場所については、非常に大きな問題になっている。総論としては、放課後に学校施設を解放して、そこで子どもたちを見ていくということには賛成だが、教員の手がかかるような仕組みになってしまっている。地域の学校開放団体等に任せていても、最終的には学校に負担がかかってくる。教員はただでさえきつい現状で、20時、21時まで次の日の教材研究等があつて先生たちも手が回らない状況にある。でも地域どうまくやっていくためには、出て行かざるを得ない。財政も逼迫している中ではあるが、お金をかける部分はしっかりとかけてもらって、人材を配置する仕組みをつくっていただきたいと考える。

○森田会長：

私たちが教育の場としっかりタッグを組んで、来年度にいい議論ができるようにしていきたい。続いて、計画専門部会からの報告をお願いします。

## (2) 計画専門部会の実施状況について

(事務局から資料5について説明)

○事務局

第1回計画専門部会は8月8日に開催し、専門部会の役割、西東京市子育て・子育てワイワイプランの概要、ワイワイプラン後期計画策定のための取組、検討のスケジュールについて事務局から説明し、今年度の専門部会で検討する事項について確認した。

専門部会のメインの議題の一つにニーズ調査があり、後期計画策定にあたり、市民の生活実態や教育・保育・子育て支援に関する利用状況、利用ニーズを把握することと併せて、ワイワイプランの第6章に位置付けられている子ども・子育て支援事業計画の第2期策定のため、教育・保育・子育て支援の量の見込み算出にかかる基礎データを取得す

ることを趣旨としたニーズ調査を行うことを説明した。

「子ども条例が制定されることから、今回の計画は整合性を図る必要があり、条例に関わることも足して調査する必要があるのではないか」「子どもの貧困について掘り下げて聞いてみたい」「前回の、教育・保育を行っている園に保護者自身が送迎可能な時間を聞く設問は、当時はあってよかったかもしれないが今は必要であるか疑問」「国の指定項目以外の市独自の設問については削ったり足したりすることができるのか」「赤ちゃんふらっとの設置や送迎保育ステーションの利用意向の設問は必要か疑問」「サマー子ども教室や児童館ランチタイムなど新しい施策についても聞く必要があるのではないか」「放課後子ども教室についても聞きたい」などの意見が出された。

専門部会の意見をもとに、調査項目について事務局案をつくっていききたい。本審議会の中でもニーズ調査の項目及び調査票自体について、どのような調査票であれば回答率が上がるのか、あるいは答えやすいのかについて検討していただきたい。8月末まで意見を募集しているので、事務局までメール、FAX、電話などでご連絡いただきたい。

「前回ニーズ調査の項目について」という資料に、前回の調査票のページ数と設問項目が載っている。小学校就学前のお子さんの保護者の方、小学生のお子さんの保護者の方、2つの調査票の設問項目である。

国の基本必須項目、任意項目、市の独自項目の別については小学校就学前のお子さんの保護者対象のものにだけ記載している。小学生のお子さんの保護者の方に対する調査票はすべてが市独自項目という扱いである。

○森田会長：

現時点では、国から調査項目の提示はない。各自治体では子ども・子育ての会議体を持っているので、そこで独自にやっていく時代に入ってきているとも感じている。今後、どの時点でそれを見極めていくのかということは考える必要がある。

西東京市では、3歳未満の3分の1くらいの子どもは在宅で暮らしているわけだが、その層に対するサービス提供がどこまでできているのか、という見極めがきちんとできる数字がほしい。保育を利用している親たちのニーズは上がってくるが、在宅の子どもたちについては親がニーズを上げてくれなければわからないし、もちろん子どもたちからは上げられない。この人たちのニーズをどのように掴んだらいいのかしっかりと考えてほしいし、量的な調査ではできないということであれば、どうやったらきちんと掴めるのかということを考えてほしい。特に在宅の親子に対する支援というのは、次の大きなテーマだと思うので、そこについては実態が掴めるような数字がほしい。

児童福祉課題を抱えている子どもたちは、親たちが声を上げてくれないので、主任児童委員の方々からも是非上げていただきたいと思う。実態が分かれば、具体的な支援に繋ぐことができるので、そこを見通さないといけない。量的に分かることや調査に協力してくれる人たちで分かることは限られているので、どこに焦点を当てて調査をするかということについては、皆さんからの意見が出てくるといいなと考えている。

利用者支援事業のコーディネーターの方々がどれくらいの相談を受けて、どの程度、具体的に回答することができ、その課題をどうやって解決できたのか、ということが覚えてこない、利用者支援事業自体の需要をきちんと調査することはできないと思う。

条例をつくる時に、いろいろな現場をヒアリングして歩いたし、ワイワイプランをつくる時も意見をまとめていただいたりしたので、それを上手く使いながら、今回はどのような現場からの意見をいただきながら、次の事業へと繋いでいくのか。その基礎データ

としてはどのように取るのがいいのかということについて、計画部会では議論していただいた方が良く考える。

使えないデータをとっても仕方がない。前回の調査項目の中に入れた送迎保育ステーションについては、かなり意図的に入れたものだった。他の自治体に比べるとはるかに利用意向が高かった。でも実際のところ、行政としての動きはなかった。

まちの中心地から離れた保育園を有効に活用するのであれば、巡回バスを運行することは一つの方法で、既にいろいろな自治体の成功事例もある。そういうことを含めて、保育園と幼稚園がもっと協力していける仕組みを考える必要があると思う。

意図がきちんと伝わる調査を継続して、使えるデータをつくり出してほしい。皆さんの中でこの調査項目に対しての希望や意見があれば、事務局にお寄せいただき、計画専門部会の方で取り上げていくようにしたい。

本日予定していた議事の最後になるが、先ほど協議した答申案をここで確認させていただきたい。

(「保育所入所選考基準の見直しについて」 [答申案] を確認)

○森田会長：

答申案を承認いただくということでよろしいか。

(異議なし)

○森田会長：

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

### 3 その他

○事務局：

次回の審議会の日程については10月に予定している。後日、事務局から日程調整の連絡をさせていただきます。

閉会